

障害者施策の在り方についての検討結果について

平成20年12月26日
障害者施策推進課長会議

平成16年6月に障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)が公布され、同法附則第3条においては、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、障害者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されたところである。

平成21年6月には、上記改正後5年となることから、障害者施策推進本部の下に設置された当会議においては、本年6月から、この規定を踏まえ、

これまでの障害者施策が障害者基本法の趣旨及び規定どおりに実施されてきたか。特に、障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)及び重点施策実施5か年計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づく施策は計画どおり実施されてきたか。

施策の実施状況を踏まえ、障害者施策にはどのような課題があるか。また、どのような措置が必要となるか。

障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に際して、障害者基本法に関しどのような措置が必要となるか。

の各視点から検討を行ってきた。これらの検討に当たっては、障害のある人又はその御家族等延べ46の個人及び団体からの意見聴取を行うとともに、中央障害者施策推進協議会及び障害者施策推進本部参与会において御議論をいただいた。

以下は、当会議における検討の結果を取りまとめたものである。

1. 障害者基本法の実施状況等

障害者基本法の実施状況等については資料1のとおりであり、我が国の障害者施策は、以下のとおり、法制面、予算面での各種取組等を通じて、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて着実に推進されてきている。

今後とも、障害者基本計画及び新たな重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)等に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

< 主な法制度の制定・改正等 >

- ・ 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進等を図るための「発達障害者支援法」の制定（平成 16 年 12 月成立）
- ・ 精神障害者に対する雇用対策の強化等を行うための「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正（平成 17 年 6 月成立）
- ・ 障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスを質・量共に充実すること等を目的とした「障害者自立支援法」の制定（平成 17 年 10 月成立）
- ・ 公共交通機関、道路、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進等を内容とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の制定（平成 18 年 6 月成立）
- ・ 複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援学校の制度化等を行うための「学校教育法」等の一部改正（平成 18 年 6 月成立）
- ・ 教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援を盛り込んだ「教育基本法」の全面的改正（平成 18 年 12 月成立）
- ・ 障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」(仮称)の署名(平成 19 年 9 月)
- ・ 中小企業における障害者雇用の促進を図るとともに、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等を行うための「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正（平成 20 年 12 月成立）

表 1 障害者施策関係予算の推移

年度	16	17	18	19	20
予算（百万円）	1,298,481	1,332,433	1,376,228	1,489,571	1,549,974

（注）障害者施策関係の額を特定できるものについての合計額である。

2. 障害者施策における課題と対応

障害者施策にはどのような課題があるか、また、どのような措置が必要となるかの検討に当たり、障害のある人又はその御家族等延べ46の個人及び団体からの意見聴取を行うとともに、中央障害者施策推進協議会及び障害者施策推進本部参与会において御議論をいただいた結果、198項目の課題が明らかとなった。

各施策分野における課題及びその対応の詳細は、資料2のとおりであり、その概況は下表2のとおりである。

表2 障害者施策における課題と対応（概況）

	課 題	対 応			
		措置済み・措置予定		検討中	その他
		新重点施策実施 5か年計画関連	その他		
啓発・ 広報	啓発活動の継続実施、発達障害の社会的理解の向上、行政・マスコミが一体となった啓発の取組等 20項目	18項目	2項目		
生活支援	障害者自立支援法の見直し、地域社会における相談支援体制の整備、在宅サービス・施設サービスの充実等 47項目	29項目	15項目		3項目
生活環境	精神障害者の特性に配慮した地域防災ネットワークの確立、運賃割引サービス対象の拡大等 7項目	2項目	4項目		1項目
教育・ 育成	個別の支援計画の作成・活用の推進、発達障害児に対する教育の充実等 51項目	19項目	27項目	5項目	
雇用・ 就業	公的機関における知的障害者の雇用促進、教育委員会での雇用率の遵守等 30項目	17項目	9項目	1項目	3項目
保健・ 医療	発達障害についてのデータ収集、精神障害者の地域医療体制の整備、精神保健福祉士の教育・育成等 22項目	6項目	8項目	7項目	1項目
情報・ミ ニケーション	表現の平易化、ルビふり等わかりやすい広報の推進、コミュニケーション関連機器の貸与等 10項目	7項目	1項目	1項目	1項目
国際協力	国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）への支援、障害者権利条約の早期締結等 4項目	3項目	1項目		
その他	障害者虐待防止法の制定、障害関連予算の引き上げ等 7項目		5項目	1項目	1項目
合計	198項目	101項目	72項目	15項目	10項目

一部措置済み・措置予定のものを含む。

今後とも、新たな重点施策実施5か年計画等に基づき、障害者施策の着実な推進を図るものとする。

3. 障害者権利条約の締結に際し必要と考えられる障害者基本法の改正事項

平成 19 年 12 月に策定された新たな重点施策実施 5 か年計画においては、「障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図る」こととしている。

障害者権利条約においては、障害を理由とする差別の定義として「合理的配慮の否定」という新たな概念を含むことが規定されるとともに、障害のある人等の関与・参加の下、条約の実施の促進、保護、監視を行う枠組み等を設けることを求めている。

一方、障害者基本法においては、障害を理由とする差別の禁止に係る基本的理念、国・地方公共団体及び国民の責務等が規定されている。

当会議においては、障害者権利条約の締結に際し、障害者基本法について、どのような措置が必要となるか検討し、その結果、同条約の締結に際し必要と考えられる改正事項を以下のとおり整理した。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 差別の定義を新たに設け、差別について類型的に記載する。(2) (1) の定義においては、「合理的配慮の否定」が差別に含まれることを明記する。(3) 基本的理念として規定された差別の禁止について、(2) を踏まえたものとする。(4) 国及び地方公共団体の責務として規定された差別の防止について、(2) を踏まえたものとする。(5) 国民の理解のために、(1) 及び(2) において定義された差別に該当するおそれのある事例を国が収集し、公表することとする。(6) 国民の責務における差別防止の努力について、(2) を踏まえたものとする。(7) 中央障害者施策推進協議会について、障害者基本計画の作成及び変更の際の意見聴取に加えて、障害者施策に関する調査審議、意見具申及び施策の実施状況の監視等の所掌事務を追加する。(8) 中央障害者施策推進協議会について、関係行政機関に対する資料提出等の協力の要請ができることとする。 |
|--|

なお、障害のある人等からの意見聴取において、障害者基本法の改正に関し、下表 3 に掲げる御意見をいただいている。これらの意見の中には、障害者権利条約の締結に当たって必要と考えられる改正事項(上述の(1) ~ (8))には該当しないものも含まれている。

表3 障害者基本法に係る障害のある人等からの意見

障害者の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約の規定を十分に考慮し、障害がすべての種類の機能障害に関連するもので、態度及び環境の障壁との相互作用から生じるといった観点を含めること。 ・ 発達障害を明確に位置付けること。
差別の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合理的配慮について、あらゆる分野に関わる重要な概念として、明確な定義づけを行うこと。
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「すべて障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」(第3条第2項)は恩恵的な規定であるので、「あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければならない」と変更すること。 ・ 障害者の差別禁止については、障害者基本法の差別禁止条項の見直しに留まらず、裁判規範性を持つ独立した「障害者差別禁止法」を制定すること。
国及び地方公共団体の責務、国民の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体の責務として、事業者が合理的配慮を実施することができるための財政的支援を含む必要な措置を行うことを明記すること。 ・ 事業者の責務として、合理的配慮の提供を含む必要な施策、支援を義務付ける規定を明記すること。
施策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8条第2項の「可能な限り」を削除し、原則として、地域生活を送るに当たって必要なサービスや支援を受けることができるようにすること。
医療・介護等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅生活を希望する場合には、それに必要なホームヘルプサービスがきちんと利用できるような、支給決定とサービス提供基盤の両面で条件整備を行うことを明記すること。 ・ 本人の意向に反して、ケアホームや入所施設などの特定の生活様式を強いられることがないようにすることを明記すること。
職業相談、雇用の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用に関するすべての事項に関する差別の禁止と、苦情手続等による権利保護に関する措置の必要性を明記すること。 ・ 作業所や授産施設等から一般雇用への移行を図るための適切な措置の必要性を明記すること。 ・ 小規模作業所に対する支援について規定すること。
情報の利用におけるバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話を言語として位置付け、言語的な処遇を行うこと。
相談等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約ではすべての障害者に法的能力を認めることとなっていることを踏まえ、成年後見制度に係る規定(第20条)を削除すること。 ・ 差別等を具体的に救済する独立した人権救済機関の設置について明記すること。
障害の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害はあってはならず、治療しなければならないものという障害観が色濃く反映されているので、「障害の予防に関する基本的施策」(第3章標題)、「早期発見及び早期治療」(第23条第2項)を削除等すること。
障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者施策推進協議会の位置付けと役割、当事者参画について、障害者権利条約上の独立した仕組みによるモニタリングの役割を担うため、特別の機関を内閣府に設置すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者施策の策定とその評価は、一般国民の生活実態との比較が可能となる障害者の生活実態調査を踏まえて行われるものとするを明記すること。

以上の検討結果を踏まえ、当会議としては、障害者基本法について、障害者権利条約の早期締結に向け、3.(1)から(8)までに掲げる改正事項を盛り込むことが適当と考える。

障害者基本法は、これまで議員立法によって制定・改正がなされてきたところであり、今後、国会における障害者基本法の見直しに向けた議論を注視しつつ、必要な協力を行っていくこととする。

(資料) 資料1 障害者基本法の実施状況等
資料2 障害者施策における課題と対応

(参考)

障害者施策の在り方に係る検討の経緯

敬称略。役職・肩書きは、開催当時のものである。

平成 20 年

6 月 26 日 障害者施策推進課長会議

7 月 24 日 中央障害者施策推進協議会

7 月 30 日 障害者施策推進課長会議

ヒアリング

全日本ろうあ連盟理事長 安藤 豊喜

全国精神障害者団体連合会副理事長 小金澤 正治

東京都知的障害者育成会本人部会副代表 館森 久秋

全国脊髄損傷者連合会理事長 妻屋 明

8 月 5 日 障害者施策推進課長会議

ヒアリング

日本発達障害ネットワーク (JDDNet)

(アスペ・エルデの会、えじそんくらぶ、EDGE、全国LD親の会、
日本自閉症協会、日本臨床心理士会、日本作業療法士協会、日本言語
聴覚士協会、日本臨床発達心理士会、日本LD学会、つみきの会、日
本自閉症スペクトラム学会)

8 月 12 日 障害者施策推進課長会議

ヒアリング

日本盲人会連合会長 笹川 吉彦

全日本手をつなぐ育成会理事長 副島 宏克

東京大学先端科学技術研究センター准教授 福島 智

日本障害者協議会常務理事 藤井 克徳

8 月 25 日 障害者施策推進課長会議

ヒアリング

静岡県立大学国際関係学部教授 石川 准

東京都重症心身障害児(者)を守る会会長 岩城 節子

東京都精神障害者家族会連合会副会長 川崎 洋子

全国心臓病者友の会会員 米田 幸司

- 9月1日 障害者施策推進課長会議
ヒアリング
千葉県富里市
鳥取県倉吉市
- 9月2日 障害者施策推進課長会議
ヒアリング
全国特別支援教育推進連盟
全国特別支援学校長会
全国特別支援学級設置学校長協会
- 9月17日 障害者施策推進課長会議
ヒアリング
日本障害フォーラム（JDF）
（日本身体障害者団体連合会、日本盲人会連合、全日本ろうあ連盟、
日本障害者協議会、DPI日本会議、全日本手をつなぐ育成会、全
国脊髄損傷者連合会、全国社会福祉協議会、日本障害者リハビリテ
ーション協会、全国「精神病」者集団、全国盲ろう者協会、全日本
難聴者・中途失聴者団体連合会）
- 9月25日 障害者施策推進課長会議
ヒアリング
福井県敦賀市
千葉県大網白里町
- 9月29日 障害者施策推進課長会議
ヒアリング
プロップ・ステーション理事長 竹中 ナミ
翻訳家 ニキ リンコ
日本身体障害者団体連合会副会長 山本 征雄
- 11月26日 中央障害者施策推進協議会
- 12月10日 障害者施策推進本部参与会